

経営事項審査の主な改正事項 (令和8年7月1日施行)

1. 経営事項審査の改正の視点

(1) 経営事項審査の審査点への影響

2. 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

(1) 「『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言の有無」の新設

※「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点見直し

(2) 「建設機械の保有状況」の改正内容(W7)

(3) 「社会保険加入に関する評価項目」の削除(改正前:W1-1~W1-3)

令和8年7月1日以降の申請で適用

改正の視点

持続可能な建設業に向けた①担い手の育成・確保や、「地域の守り手」としての②災害対応力の強化の取組の努力を適正に評価・後押しするとともに、③建設業許可要件の改正を踏まえた審査項目・基準の見直しを実施。

① 担い手の育成・確保

建設業の処遇改善の原資となる労務費の確保・行き渡り等のための取組や、
CCUSの就業履歴の蓄積に関する評価項目を設定することが必要

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況について加点項目として追加(5点)

(審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されている場合に加点)

※あわせて「W1-10:建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直し

② 災害対応力の強化

能登半島地震の応急復旧工事での活用実績等を踏まえ、加点対象となる建設機械を追加することで
災害対応力強化を図ることが必要

加点対象機械の拡大

(「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」を追加)

③ 令和2年の建設業許可要件の改正を踏まえた見直し

令和2年10月に建設業許可・更新の要件に社会保険加入が追加され、
令和7年10月以降に経営事項審査を受審する企業は社会保険加入に係る許可要件を当然満たすことに

社会保険加入に関する審査項目を削除(各項目-40点)

(W1-1:雇用保険、W1-2:健康保険、W1-3:厚生年金保険の加入有無に関する減点項目を削除)

1-(1) 経営事項審査の審査点への影響

令和8年7月1日以降の申請で適用

- 本改正に伴い、その他審査項目(社会性等)の最低点ならびに総合評定値の最低点が変更となる。

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	①技術職員数(許可業種別) ②元請完成工事高(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証 又は登録の状況	最高点:2,073点 最低点:▲788点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点:2,159点 最低点:163点	

2. 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

令和8年7月1日以降の申請で適用

- ①「『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言の有無」に関する評価項目の新設。
※あわせて「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点の見直し。
②「建設機械の保有状況」の加点対象となる建設機械の対象拡大。
③「雇用保険の加入状況」「健康保険の加入状況」「厚生年金保険の加入状況」に関する評価項目の削除。

〈改正前〉

評価項目	最高/最低
W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/-120
①雇用保険の加入状況	0/-40
②健康保険の加入状況	0/-40
③厚生年金保険の加入状況	0/-40
④建退共の加入状況	15/0
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
⑥法定外労災制度の加入状況	15/0
⑦若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
W2: 建設業の営業継続の状況	60/-60
建設業の営業年数	60/0
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3: 防災活動への貢献の状況	20/0
W4: 法令遵守の状況	0/-30
W5: 建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6: 研究開発の状況	25/0
W7: 建設機械の保有状況	15/0
W8: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計(A)	237/-210

削除

〈改正後〉

評価項目	最高/最低
W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/0
①建退共の加入状況	15/0
②退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
③法定外労災制度の加入状況	15/0
④若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
⑤知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
⑥ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
⑦建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	10/0
⑧「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無	5/0
W2: 建設業の営業継続の状況	60/-60
建設業の営業年数	60
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3: 防災活動への貢献の状況	20/0
W4: 法令遵守の状況	0/-30
W5: 建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6: 研究開発の状況	25/0
W7: 建設機械の保有状況(既存の9機種の他に加点対象を拡大)	15/0
W8: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計(A)	237/-90

配点見直し

新設

拡大

令和8年7月1日以降の申請で適用

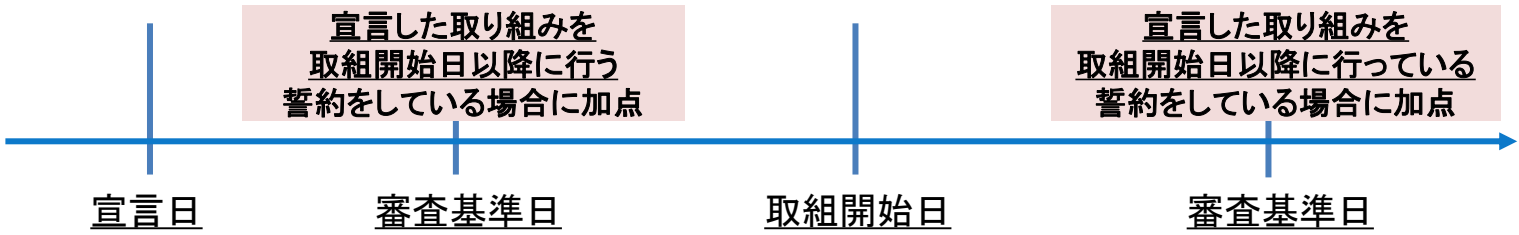
- 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にする企業を評価する項目を設定するため、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況の評価することとした。
- あわせて、「W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直しを行うこととした。

【加点措置の要件】

・審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること

【誓約内容】

・自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約



審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点
「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無		—	5点 (新設)

2- (2) 「建設機械の保有状況」の改正内容^(W7)

令和8年7月1日以降の申請で適用

- ・ 地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況を加点評価している。
- ・ 今般、現在の加点対象機械に加え、災害時における一定の活用実績が確認され、かつ、令和6年能登半島地震において活用実績が確認された「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」を評価することとした。

現行

特定自主検査

製造時検査又は性能検査

自動車検査

ショベル系掘削機



ブルドーザー



トラクターショベル



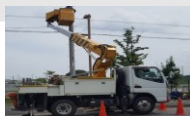
締固め用機械



解体用機械



高所作業車



モーターグレーダー



移動式クレーン
(つり上げ荷重3t以上)



ダンプ
(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)



追加

不整地運搬車



・土砂の運搬等

アスファルト・フィニッシャ



・道路舗装

〈参考〉: 加点評価の方法: 保有する建設機械の台数に応じて最大15点(14台以上保有する場合)の評価

令和8年7月1日以降の申請で適用

- 令和元年度の建設業法等の一部改正により、令和2年10月1日以降の建設業許可の要件に社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の加入が追加された。
- 建設業許可の更新期間が5年であることから、令和7年10月1日以降に建設業許可を保有する建設業者は社会保険加入を満たしていることとなる。
- したがって、経営事項審査の段階において改めて社会保険加入有無を確認する必要性が乏しいことから、建設業者の申請事務効率化の観点も踏まえ、審査対象項目から削除することとした。

W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

W1-1～W1-3

項目	評点
雇用保険の未加入(W1-1)	-40
健康保険の未加入(W1-2)	-40
厚生年金保険の未加入(W1-3)	-40



審査項目から削除